行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う独立行政法人等の保有

る法律の施行に伴う独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に係る対象手続等を定める 第一項及び第四条第一項の規定に基づき、及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律 省令を次のように定める。 (平成十三年法律第百四十号) を実施するため、行政手続等における情報通信の技術の利用に関す 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条 する情報の公開に関する法律に係る対象手続等を定める省令

第一条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(以下「独立行政法人等情報公開法 九十九号。以下「独立行政法人等情報公開法施行令」という。)に係る手続等を、行政手続等に ところによる。 いては、他の法律及び法律に基づく命令に特段の定めのある場合を除くほか、この省令の定める 第四条の規定に基づき、電子情報処理組織又は電磁的記録を使用して行わせ、又は行う場合につ おける情報通信の技術の利用に関する法律(以下「情報通信技術利用法」という。)第三条及び という。) 及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令(平成十四年政令第百

(用語の定義)

第二条 この省令において使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、 報公開法及び情報通信技術利用法において使用する用語の例による。 独立行政法人等情

ができる申請等は、独立行政法人等情報公開法及び独立行政法人等情報公開法施行令の規定に基第三条 情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行わせること (電子情報処理組織による申請等)

づく申請等とする。 電子情報処理組織を使用して前項の申請等をしようとする者は、 項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機であって、独立行政法人等が定める技術 情報通信技術利用法第三条第

認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項に定める電子署名をいう。)を 行うことを要しない。 的基準に適合するものから入力しなければならない。 前項の規定により申請等を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名(電子署名及び

(電子情報処理組織による処分通知等)

きる処分通知等は、独立行政法人等情報公開法及び独立行政法人等情報公開法施行令の規定に基第四条 情報通信技術利用法第四条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行うことがで づく処分通知等とする。

等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。 術利用法第四条第一項に規定する行政機関等の使用に係る電子計算機から入力し、 電子情報処理組織を使用して前項の処分通知等をしようとする独立行政法人等は、情報通信技 当該行政機関

第五条 この省令に定めるもののほか、独立行政法人等情報公開法及び独立行政法人等情報公開法 る方法により行う場合に必要な事項は、独立行政法人等が定める。 施行令に規定する手続等を、 電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用す

この省令は、平成十六年三月三十一日から施行する。

附 則 (平成一六年一〇月七日総務省令第一二六号) 抄

第一条 この省令は、独立行政法人等個人情報保護法の施行の日 する。 (平成十七年四月一日) から施行

(施行期日)